入札公告（説明書）

令和 8 年 11 月 12 日
東日本高速道路株式会社　北海道支社
支社長　宮入　徹往

条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書)』及び『共通入札公告（令和 8 年 7 月版)』（以下『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』4-2-1.に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

調達手続の概要

1.	契約件名（調査等名）	室蘭管理事務所管内　のり面排水設計
2.	業務内容	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』、『参考図』を参照のこと
3.	契約責任者	NEXCO 東日本　北海道支社　支社長　宮入　徹往
4.	契約担当部署	NEXCO 東日本　北海道支社　技術部　調達契約課 （住所）〒004-8512　札幌市厚別区大谷地西 5-12-30 （電話）011-896-5777 （mail）ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp
5.	入札方法	電子入札
6.	内訳明細書（入札時）	「不要」
7.	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
8.	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「無」
9.	競争参加資格要件等	『共通入札公告』4-3-1.及び本書『競争参加資格要件等一覧表』のとおり
10.	入札手続き日程	本書『入札手続き日程』のとおり
11.	設計業務成果品等の貸与	指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」
12.	材料価格等の掲載	掲載資料の有無：「無」
13.	見積活用方式の有無	「無」
14.	その他	特記事項なし

以　上

入札手続き日程

入札公告日		令和 8 年 11 月 12 日
1	審査基準日	下記 3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から 令和 8 年 11 月 27 日まで
3	競争参加資格確認申請書の提出期限	【提出期限】 入札公告の日から令和 8 年 11 月 27 日　16 時 00 分まで ※『共通入札公告』4-3-2.～4-3-4.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 【提出書類】 別添様式集に定める競争参加資格確認申請書様式
4	競争参加資格確認結果通知日	令和 8 年 12 月 18 日を予定
5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から７日以内（休日除く。）の毎日 10 時 00 分から 16 時 00 分まで
6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
8	改善技術提案書提出期限	本件競争入札においては非該当
9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当

10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
13	入札書の提出期限	【提出期限】 令和 9 年 1 月 21 日　16 時 00 分 ※『共通入札公告』4-4-1. に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。
14	開札日時	令和 9 年 1 月 22 日　13 時 30 分
15	開札場所	電子入札システム
16	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付期間】 入札公告の日から令和 9 年 1 月 6 日 16 時 00 分まで 【受付方法】 質問書面（様式自由）を書留郵便等または電子メール（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日１６時までに提出すること。 【受付場所】 契約担当部署 【質問内容の記載上の留意事項】 入札公告 1「競争参加資格確認申請または参加表明される皆さまへ」（P2）に記載の「質問に関する留意事項」（特に、お受けできない内容に関する事項）を十分にご確認のうえ、質問書を提出してください。
17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として５日以内（休日を除く。）
18	資料の貸与申込期間 （設計業務成果品等）	本件競争入札においては非該当
19	資料の掲載 （参考積算条件書）	本件競争入札においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

業務名			室蘭管理事務所管内　のり面排水設計
調達手続の概要	競争契約の方法		条件付一般競争入札方式
	落札者の決定方法		総合評価落札方式
	見積活用方式の対象		無
	評価値の算出方法		加算方式
	入札ボンド		対象外
	履行ボンド		対象
	審査時期		事前審査
競争参加要件			下記に示す業種区分の「令和　7･8 年度競争参加資格」を有する者であること。
	業種区分		道路設計
	競争参加者に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成23年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受注する企業（以下、「元請」という。）として完了及び受渡しが完了した下記の同種業務実績を有すること。 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。
		同種業務	業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）の業務実績データ（技術データ）で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。 業務分野 / 業務段階1 / 業務段階2 / 業務段階3 道路 / 道路 / 基本（予備・概略）設計 / 道路 / 道路 / 実施（詳細）設計 / 道路 / 道路 / 施工計画 / 道路 / 現道拡幅 / 基本（予備・概略）設計 / 道路 / 現道拡幅 / 実施（詳細）設計 / 道路 / 現道拡幅 / 施工計画 /
	予定管理技術者に求める事項	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。
		同種業務	審査基準日において、平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。 業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）の業務実績データ（技術データ）で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。 業務分野 / 業務段階1 / 業務段階2 / 業務段階3 道路 / 道路 / 基本（予備・概略）設計 / 道路 / 道路 / 実施（詳細）設計 / 道路 / 道路 / 施工計画 / 道路 / 現道拡幅 / 基本（予備・概略）設計 / 道路 / 現道拡幅 / 実施（詳細）設計 / 道路 / 現道拡幅 / 施工計画 /
		技術者資格	審査基準日において、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。 イ 1 技術士 / 総合技術監理部門 / 建設－道路 イ 2 技術士 / 建設部門 / 道路 イ 3 上記2と同等の能力と経験を有する者※1 ロ 4 国土交通省登録技術者資格 / 道路 / 計画・調査・設計 ロ 5 RCCM / 道路 / ロ 6 土木学会認定土木技術者 / 特別上級土木技術者 / 交通 ロ 7 土木学会認定土木技術者 / 上級土木技術者コースA / 交通 ロ 8 土木学会認定土木技術者 / 1級土木技術者コースA / 交通 ロ 9 土木学会認定土木技術者 / 上級土木技術者コースB / 交通 ロ 10 土木学会認定土木技術者 / 1級土木技術者コースB / 交通 なお、上記の資格について、現在の資格名称等（部門名称等を含む。以下同じ。）と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。 ※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る）にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。
		手持ち業務量	手持ち業務量が、次に該当しないこと。 ①1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10 件以上 なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合の①の件数は5 件以上とする。 ※手持ち業務量は、審査基準日の時点で契約中の業務のみとする。ただしNEXCO東日本が発注した調査等において、余裕期間制度を適用した契約業務については、受注者が設定した余裕期間内は手持ち業務に含めない。
	競争参加資格未資格者	施工管理（調査等）業務の受注者	業務名）　室蘭管理事務所管内施工管理業務　受注者名）㈱近代設計 業務名）　室蘭管理事務所管内施工管理業務　受注者名）㈱北海道近代設計
	その他		

技術者資格に関する契約履行要件等一覧表【予定管理技術者以外の技術者に契約後に求める要件】

契約履行要件（契約後に技術者を配置するための要件：調達手続き中の配置は不要）		配置基準	履行期間の開始日（「余裕期間制度」を適用した業務は、受注者が設定した業務の始期）において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。
	予定照査技術者に求める事項	技術者の配置	必要
		技術者資格	審査基準日において、配置予定管理技術者に求める技術者資格と同一とする。
	予定現場作業責任者に求める事項	技術者の配置	不要
		技術者資格	–

※予定管理技術者に求める経験・資格は競争参加資格要件等一覧表に記載している。

技術評価項目及び評価基準

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

総合評価落札方式	技術評価点（満点）	100点

<table>
<tr><th colspan="3">評価項目</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td>競争参加者の経験及び能力</td><td>実績等</td><td>競争参加者の同種業務の実績</td><td>次の基準で評価する。
<table>
<tr><th colspan="4">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">評価点= 配点（20点） × 係数 a</td><td rowspan="5">20～0点</td><td rowspan="5">20点</td></tr>
<tr><td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合</td><td>同種業務の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合</td></tr>
<tr><td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td colspan="3">0.00</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>競争参加者の経験及び能力</td><td>成績等</td><td>競争参加者の同種業務の成績</td><td>次の基準で評価する。
<table>
<tr><th colspan="4">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">評価点= 配点（20点） × 係数 a × （同種業務実績の成績評定点－70）／20
※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。
※成績評定点が90点以上の場合は、成績評定点を90点とする。
※成績評定点が70点に満たない場合、又は成績評定点が無い場合は、評価点は0点とする。</td><td rowspan="5">20～0点</td><td rowspan="5">20点</td></tr>
<tr><td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合</td><td>同種業務の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合</td></tr>
<tr><td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td colspan="3">0.00</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>競争参加者の経験及び能力</td><td>資格・実績等</td><td>競争参加者のワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得状況</td><td>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1)女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナえるぼし認定企業）
2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業（令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準）・プラチナくるみん認定企業（令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準））
3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）
の取得状況</td><td>① 左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している</td><td>5点</td><td rowspan="2">5点</td></tr>
<tr><td>② 左記の1)から3)の認定を取得していない</td><td>0点</td></tr>
</table>
◇留意事項
審査基準日時点での取得状況で評価する。</td></tr>
<tr><td>競争参加者の経験及び能力</td><td>表彰等</td><td>競争参加者の同一業種区分の表彰実績</td><td>次の基準で評価する。
<table>
<tr><th colspan="4">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">評価点= 配点（5点） × 係数 a</td><td rowspan="5">5～0点</td><td rowspan="5">5点</td></tr>
<tr><td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td>同種業務の受渡しが令和6年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降の場合</td><td>同種業務の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ平成29年4月1日以降の場合</td></tr>
<tr><td>1) 同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>2) 同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td colspan="3">0.00</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>配置予定管理技術者の経験及び能力</td><td>資格等</td><td>配置予定管理技術者の技術者資格</td><td>次の基準で評価する。
<table>
<tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">技術部門・科目・種類に応じ評価する。

外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td><td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する</td><td>20点</td><td rowspan="3">20点</td></tr>
<tr><td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する</td><td>10点</td></tr>
<tr><td>③上記に該当しない</td><td>不適</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>配置予定管理技術者の経験及び能力</td><td>実績等</td><td>配置予定管理技術者の同種業務の経験</td><td>次の基準で評価する。
<table>
<tr><th colspan="4">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">評価点= 配点（20点） × 係数 a</td><td rowspan="5">20～0点</td><td rowspan="5">20点</td></tr>
<tr><td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合</td><td>同種業務の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合</td></tr>
<tr><td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td colspan="3">0.00</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>配置予定管理技術者の経験及び能力</td><td>成績等</td><td>配置予定管理技術者の同種業務の成績</td><td>次の基準で評価する。
<table>
<tr><th colspan="4">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">評価点= 配点（10点） × 係数 a × （同種業務実績の技術者評定点－70）／20
※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。
※技術者評定点が90点以上の場合は、技術者評定点を90点とする。
※技術者評定点が70点に満たない場合又は技術者評定点が無い場合は、評価点は0点とする。</td><td rowspan="5">10～0点</td><td rowspan="5">10点</td></tr>
<tr><td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合</td><td>同種業務の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合</td></tr>
<tr><td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td colspan="3">0.00</td></tr>
</table>
◇留意事項
同種業務実績の従事役職での技術者評定点が確認できない場合は、評価しない。</td></tr>
<tr><td>配置予定管理技術者の経験及び能力</td><td colspan="2">配置予定管理技術者の手持ち業務件数</td><td>次の基準で評価する。
<table>
<tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、
①契約件数の合計が10件以上に該当するか否かにより判断する。
なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の件数を5件以上とする。</td><td>①に該当しない</td><td>適</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>①に該当する</td><td>不適</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>業務実施体制</td><td colspan="2">業務実施体制の妥当性</td><td>次の基準で評価する。
<table>
<tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">以下のいずれかに該当する場合には評価しない。
①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-50-12]に係る場合。
②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。</td><td>いずれも該当しない</td><td>適</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>いずれかに該当する</td><td>不適</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

(注1)技術評価点は、上記技術評価項目及び評価基準に基づく評価点(満点100点)に60/100を乗じて、小数点第4位以下 を切り捨てた値とする。